

1月31日(火)は国民健康保険税7期と 後期高齢者医療保険料7期の納期限です

■各税の納期限(□座振替日)

項目	納期限
国民健康保険税(普通徴収)7期	1月31日以
後期高齢者医療保険料(普通徴収)7期	1月31日火火

■納付が困難なときは、ご相談ください

特別な事情により納付が困難なときは、未納のま まにせず早めにご相談ください。分割して納める方 法や、場合によっては減免制度が適用になることも あります。

- ■□座振替を希望する方は、次の取扱金融機関でお申 し込みください。手続きには通帳と金融機関届出印 が必要です。
 - ○秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
 - ○秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協
 - ○ゆうちょ銀行

【口座振替が利用できる税・使用料】

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 (7)児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

問い合わせ●町税務課 ☎0187(84)4902

申告は1月31日(火)まで 償却資産(固定資産税)の申告はお済みですか?

平成24年1月1日現在で美郷町内に償却資産を所有 Q. 償却資産ってなんですか? している方(所有者が判明しない資産については使用 している方)は、平成24年度償却資産として申告する 必要があります。

平成23年度に申告された方および課税された方には 申告書を送付していますが、送付されない方でも償却 資産を所有している場合は申告してください。

申告書配布·提出場所

- 美郷町役場税務課
- 六郷出張所
- 仙南出張所

申告期限

1月31日火まで



問い合わせ●町税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線1302)

- A. 償却資産とは、農業や工業、商業などを営む方が、 その事業のために用いることができる土地、家屋以 外の事業用資産(構造物・機械・器具・備品等)で す。ただし、次の資産は償却資産(固定資産税)に 含みません。
 - ①耐用年数が1年未満の資産
 - ②取得価格が10万円未満の少額減価償却資産
 - ③取得価格が20万円未満の一括償却資産
 - ④自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの

Q. 使っていない資産も申告の対象になりますか?

- A. まだ使用していない、または現在使用していなくて も稼動可能な資産は申告の対象となります。簿外資 産、償却済資産(減価償却の終わった資産)も事業 に使用できる状態で所有していれば、申告の対象と なります。
- Q. 償却資産が少なくても申告が必要ですか?
- A. 償却資産の所有者は、法令により申告する義務があ ります。資産の多少にかかわらず申告しなければな りません。

税務課の臨時職員を募集します

募集職種●一般事務補助1名

業務内容●パソコンでの入力業務、事務補助

資格等●ワード、エクセル操作ができる方

雇用期間●平成24年1月16日(月)~3月30日金

勤務時間●午前8時30分~午後5時15分 週5日勤務、祝日休み

勤務場所●美郷町役場税務課

給●710円 (その他手当なし)

加入保険●健康保健、厚生年金、雇用保険

申込方法●応募はハローワークを通じて行ってください。

ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

申込期限● 1 月 5 日休

問い合わせ●町税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線1304)





差押不動産を公売します

町税の滞納処分として差し押えした不動産を入札に より公売します。詳細は税務課までお問い合わせくだ さい。

入札日時●1月23日(月) 午前10時 入札場所●役場庁舎2階 第2会議室 入札資格●町税に滞納のない方など

所在	美郷町野中字宮崎79番3、79番9	合計) 1,539㎡ 重地 田	
公簿地籍	334.12㎡ (合計)		
地目	宅地、雑種地		
最低売却価格	1,950,000円		
公売保証金	195,000円	55,000円	

問い合わせ●町税務課 納税班 ☎0187(84)4902(内線1307)

設 課 建

簡易水道料金、集排使用料 12月~3月は基本料金のみ請求します

積雪によりメーター検針が困難となるため、平成23 年12月から平成24年3月までの簡易水道料金および集 落排水使用料は、基本料金のみ請求させていただきま す。この期間の超過料金は、平成24年4月に合算して 請求させていただきますので、ご了承ください。

※六郷地区の公共下水道は無線による検針ができるた め、使用料は通常どおりの請求となります。

> 問い合わせ●町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910(内線2802)

2月2日(木)、3日(金)は農業用軽油の免税証交付(仮)申請受付日です

軽油引取税の免税制度は平成24年3月31日までとな ■必要書類 っていますが、制度継続の場合に向けて、報告書の受 領とともに仮申請の受付を行います。制度の利用を希 望される方は、必要書類を持参のうえ、次の会場で申 請手続きをしてください。

■注意事項

- ①免税証の交付は平成24年4月以降となります。
- ②免税軽油使用者証の交付手数料(県証紙400円) は、免税証の交付時に納付していただきます。
- ③免税制度が平成24年3月で廃止の場合、仮申請は 無効とし、免税軽油使用者証と免税証の交付は行 いません。

■仮申請受付日程

対象地区	日時	会 場
六郷	2月2日(木)	美郷町役場
仙南	午前10時~午後3時	2階会議室
六郷	2月3日(金)	美郷町役場
千畑	午前10時~午後3時	2階会議室

※上記の会場で申請できなかった方は、2月16日休以 降に仙北地域振興局県税課窓口で申請してください。

	初めて 申請する方	継続して 申請する方
免税軽油使用者証	_	0
印鑑	○※1	○※1
耕作証明書 (農業委員会発行)	○※1	○※1
免税軽油の納品書 (平成23年購入分)	_	0
免税軽油の引取に係る報告書 (平成23年引取分)	_	0
農業用機械の購入証明書	0	○※2
農業生産施設の図面	○※3	○※3

- 共同申請の場合は、申請者全員の印鑑と耕作証 **※** 1 明証が必要です。
- ※2 機械に変更・追加がある場合に必要です。
- 農業用機械で冬期間も使用する農業用生産施設 (ビニールハウス・畜舎等) の除雪をする場合 に必要です。

問い合わせ●秋田県仙北地域振興局 県税課 ☎0187(63)5222